

【外国為替保証金取引説明書】

1. 外国為替保証金取引のリスク及び保証金管理方法について

金融商品取引法第37条の3の規定により、金融商品取引業者が、外国為替保証金取引の受託等を内容とする契約を締結する際に、事前にお客様に対し受託契約の概要その他の内閣府令で定める事項を記載した書面を交付することが義務付けられております(但し、電磁的方法で提供された場合は交付されたものとみなされる)。当社の外国為替保証金取引の内容等を説明する書面である「外国為替保証金取引の契約締結前交付書面」、「外国為替保証金取引説明書」、「外国為替保証金取引ルール」(以下「取引ルール」という。)及び「外国為替保証金取引約款」はその対象であり、お客様は上記書面の内容を熟読していただき、外国為替保証金取引の仕組み、内容、危険性等を十分に理解した上で、ご自身の責任と判断で取引を行う必要があります。

為替相場・金利相場変動リスク

外国為替保証金取引では、お客様が行う取引の金額(建単価×取引数量)が、その取引についてお客様が預託しなければならない保証金の額に比べて大きい額となっており、外国為替相場や各国通貨の金利の変動等によりお客様に損失が生じるおそれがあります。また、その損失の額は、お客様が預託されている保証金の額を上回る可能性があります。

外国為替相場の変動等により、損失が一定額を超えたときは、追加で保証金の差し入れが必要になります。所定の時限までに保証金の追加差し入れがない場合は、損失を被った状態で建玉の全部又は一部を事前の通知なしに決済されることがあります。この場合、その決済で生じた損失についてはお客様が責任を負うことになります。

逆指値注文は、外国為替取引の性質上、通常の市場環境においても指定レートよりも3銭程度お客様に不利なレートで約定されます(スリッページ)。又、値動きが荒い等市場の状況によっては、指定レートから大きく乖離したレートで約定することもあり、投資金額以上の損失を被る可能性があります。

各国通貨の金利水準は、時として大きく変動することがあります。お客様が建玉を保有しつづける場合には、金利変動のリスクにさらされる可能性があります。

当社は、外国為替相場の変動によっては、建玉毎に設定される自動ロスカット注文により、お客様に通知することなく、成行でお客様の未決済建玉を決済することがあります。

流動性リスク

外国為替取引は、各国の通貨を売買する取引です。日本円を始め当社が扱っている通貨は、通常高い流動性が確保されています。又、当社は、複数の銀行から為替レートの供給を受けるFXプライム株式会社(業務内容:金融商品取引業及びその付帯関連業務、以下「FXプライム」という)をカバー取引先として、お客様のすべての注文をヘッジすることにより、できる限り高い流動性を確保するよう努めております。しかし、主要国の休日やニューヨークの夕刻等取引が活発でない時間帯においては、取引レートを提示することが困難になる場合があります。又、天災地変、戦争、政変あるいは外国為替取引の規制等特殊な状況が発生した場合にも、お客様の取引が困難あるいは不可能となる場合があります。

取引システムリスク

電子取引システムを利用した取引には独自のリスクが生じます。お客様のコンピューター、あるいは当社のコンピューターシステム等の故障・誤作動、第三者が提供するコンピューターシステム、通信回線等取引に関わるすべてのシステムの故障・誤作動によりお客様に損失が生じる場合には、お客様がすべての責任を負うことになります。又、電子取引システムに利用されるお客様の個人情報などが窃盗等により漏洩した場合に、その情報が第三者に悪用される等その他のリスクもあります。

信用リスク

外国為替保証金取引は、お客様と当社との相対取引であり、お客様と当社との間で契約が締結されます。お客様からお預かりした保証金現金は、金融商品取引法第43条の3及び金融商品取引業等に関する内閣府令第143条から第145条の規定に従って、当社のカバー取引先であるFXプライムに預託、または、当社の固有財産と明確に区別するためお客様からお預かりした金銭であることを明確にして、株式会社三菱東京UFJ銀行の預金口座において分別管理・保管いたします。

当社もしくは上記カバー取引先、または、カバー取引先金融機関(JPMorgan・チェース銀行、シティバンク、エヌ・エイ 東京支店、ドイツ銀行、ドレスナー・クライノート証券会社、パークレイズ・バンク・ピーエルシー 東京支店、ユービーエス・エイ・ジー、ゴールドマン・サックス証券会社)の財務状況の変化等により、お客様は損失を被る可能性があります。なお、お客様からお預かりする有価証券等も、当社の固有財産と明確に区別して証券保管振替機構において保管いたします。

保証金管理方法

当社の外国為替保証金取引では、当社が定めるところにより、一定の割合で有価証券等を保証金の一部として利用することが可能です。お客様から当社へお預け入れいただいた外国為替保証金取引用の有価証券等(以下「代用有価証券」という)については、当社においてお客様の外国為替保証金取引用の担保となり、お客様の外国為替保証金取引の決済用現金不足の際には当社が任意で売却することがあります。また、外国為替保証金取引決済用現金不足の際には、証券口座も含めてお客様から当社へお預けいただいている全ての資産を当社の任意で売却することがあります。

*上記は、外国為替保証金取引に伴う典型的なリスクを簡潔に説明したものであり、本取引に生じる一切のリスクを漏れなく示すものではありません。

*カバー取引は、お客様と当社との取引からは独立した取引です。従って、上記カバー取引先は、お客様が当社と行う外国為替保証金取引について、お客様の取引相手方となるものではなく、お客様の保証金や取引から発生し得る損失その他お客様の取引の内容もしくは決済、または当社のお客様に対する債務については何らの責任を負うものではありません。また、上記カバー取引先は、お客様と当社との取引やカバー取引に関するお問い合わせに応じることは一切ありません。

2. 金融商品取引業者の受託に関する禁止行為

金融商品取引法により、金融商品取引業者(当社)が、一般顧客(お客様)を相手方として外国為替保証金取引の受託を行うことに関して、次のような行為を禁止されていますので、ご注意下さい。

- (1) 顧客に対し、利益を生ずることが確実であると誤解させるべき断定的判断を提供して受託契約等(外国為替保証金取引の受諾等を内容とする契約をいいます。以下同じ。)の締結を勧誘すること。
- (2) 顧客に対し、損失の全部もしくは一部を負担することを約し、又は利益を保証して、受託契約等の締結を勧誘すること。
- (3) 外国為替保証金取引について生じた顧客の損失の全部もしくは一部を補てんし、又はこれらについて生じた顧客の利益に追加するため当該顧客に財産上の利益を提供すること、あるいはその旨を当該顧客に対し申し込み、又は約束すること。
- (4) 取引の件数又は数量、対価の額又は約定数値その他の事項について、顧客の同意を得ないで定めることができることを内容とする受託契約等を締結すること。(金融商品取引法施行規則で定める一定の行為については、禁止行為から除外されます。)
- (5) 受託契約等の締結の勧誘を要請していない一般顧客に対し、訪問し又は電話をかけて、受託契約等の締結

を勧誘すること。(継続的取引関係にある顧客に対する勧誘及び外国貿易その他の外国為替取引に関する業務を行う法人に対する為替変動リスクのヘッジのための勧誘は禁止行為から除外されます。)

- (6) 受託契約等の締結の勧誘を受けた顧客が当該受託契約等を締結しない旨の意思(当該勧誘を引き続き受けることを希望しない旨の意思を含みます。)を表示したにもかかわらず、当該勧誘を継続すること。
- (7) 受託契約等を締結しないで、外国為替保証金取引の受託等をし、顧客を威迫することによりその追認を求めること。
- (8) 受託契約等に基づく外国為替保証金取引の受託等をする事その他の当該受託契約等に基づく債務の全部又は一部の履行を拒否し、又は不当に遅延させること。
- (9) 受託契約等に基づく委託者の計算に属する金銭、有価証券その他の財産又は委託証拠金その他の保証金を虚偽の相場を利用することその他不正の手段により取得すること。
- (10) 外国為替保証金取引の受託等の動向その他業務上知り得た特別の情報に基づいて自己又は委託者等以外の第三者の利益を図る目的をもって、外国為替保証金取引の受託等をする事。
- (11) その取り扱う個人である顧客に関する情報の安全管理、従業者の監督及び当該情報の取扱いを委託する場合にはその委託先の監督について、当該情報の漏えい、滅失又はき損の防止を図るために必要かつ適切な措置を怠ること。
- (12) その取り扱う個人である顧客に関する人種、信条、門地、本籍地、保健医療又は犯罪経歴についての情報その他の特別の非公開情報(その業務上知り得た公表されていない情報をいいます。)を、適切な業務の運営の確保その他必要と認められる目的以外の目的のために利用しないことを確保するための措置を怠ること。
- (13) 外国為替保証金取引の受託等(証拠金その他の保証金を預託する外国為替保証金取引に係るものに限ります。)につき、顧客に対し、当該顧客が行う通貨等、金融指標、金融オプション又は店頭金融オプションの売付け又は買付けその他これに準ずる取引と対当する取引(これらの取引から生じ得る損失を減少させる取引をいいます。)の勧誘その他これに類似する行為をすること。
- (14) 受託契約等の締結を勧誘する目的があることを一般顧客にあらかじめ明示しないで当該一般顧客を集めて受託契約等の締結を勧誘すること。

3. 取引概要

(1) 外国為替保証金取引の口座開設

当社の外国為替保証金取引は、当社の基準を満たし、審査に合格したお客様のみご利用いただけます。口座開設は、らくらく電子契約からお申し込みいただけます。詳細については別途取引ルールに定めております。

(2) 取引可能な通貨ペア

当社でお取引可能な通貨ペアは別途取引ルールに定めております。

(3) 取引形態

当社の外国為替保証金取引は、インターネット(パソコンあるいは携帯電話)によるお取引のみとなります。システム障害が発生した場合も含めて、電話、ファクシミリ、電子メールその他の方法による受注は行いません。

(4) 取引時間

取引可能な時間については、別途取引ルールに定めております。

(5) 取引単位

当社がご提供する外国為替保証金取引の取引単位は、別途取引ルールに定めております。

(6) 呼び値の単位

呼び値の最小変動幅(ピップ)は、対円の通貨ペアで、0.01円(1銭)、その他の通貨ペアは0.0001通貨(例:ユーロ/米ドルの場合0.01セント)です。

(7) 取引価格

当社がお客様へ提示する各通貨ペアの売付け価格と買付け価格には、スプレッドがあります。スプレッドは、通貨ペア毎に異なり、外国為替市場の状況次第では拡大する場合があります。外国為替保証金取引では、お客様は、当社が外国為替市場の実勢に基づいて提示した取引為替レートで売買を行います。テレビ、新聞、インターネット等の情報媒体が表示する為替レートは、必ずしもリアルタイムなレートでなく、あくまで市場の参考価格に過ぎないこともあり、当社がお客様に提示するレートと異なることがあります。

(8) 返済期限

外国為替保証金取引の受渡日は、原則として取引が成立した日の2営業日後となります。但し、スワップポイント(次項参照)を加減算することによって、その建玉の受渡日を1営業日ずつ繰り延べることができます。お客様は、決済するまでこの繰り延べ(ロールオーバー)を続けることにより、建玉を維持することができます。外貨の現引あるいは現渡による受渡しはできません。また、ロールオーバーに伴い発生するスワップポイントは、建玉を決済するまでお預り金へ振替できません。

(9) スワップポイント

スワップポイントとは、2国間の通貨の金利差から発生する差額です。外国為替取引を行った時、お客様は売る通貨を借りて買う通貨を預金すると考えてください。買った通貨の金利が売った通貨の金利より高い場合には、スワップのメリットとして金利差相当額を受取ることができ、逆の場合には、スワップのコストとして支払うこととなります。スワップポイントにはビッドとオファーの開き(スプレッド)があり、支払と受取の金額が異なります。

(10) 値幅制限

株式、商品市場等と異なり、外国為替取引では値幅制限がありません。

(11) コースの種類

保証金コース・取引通貨ペアごとにレバレッジが設定されます。ただし、通貨ペアによっては設定されないコースがあります。

一旦保有した建玉の保証金コースを途中で変更することも可能です。詳細は、別途取引ルールに定めております。

(12) 取引手数料

当社の外国為替保証金取引の手数料は、別途取引ルールに定めております。

(13) 保証金

口座開設時の初回最低預入金の規程はありません。それぞれの取引に必要な保証金をお客様ご自身で振替指示をしていただくことで取引が可能となります。詳細は、別途取引ルールに定めております。

(14) 代用有価証券

当社が認める一定の有価証券等を保証金の一部として利用することができます。詳細については別途取引ルールに定めております。

(15) 売買注文

新しく建玉を持つ場合の注文を「新規注文」、建玉を反対売買で決済する場合の注文を「決済注文」と呼びます。「決済注文」の際にはお客様に決済の対象となる建玉を指定していただきますが、その場合建玉の一部決済も可能です。

(16) 注文の種類

成行注文、指値注文、逆指値注文、オーシーオー注文、イフダン注文からお選びいただけます。詳細については別途取引ルールに定めております。

(17) 注文の有効期限

注文の有効期限は、取消するまで、週末まで、当日限りの3種類からお選びいただけます。詳細については別途取引ルールに定めております。

(18) 注文の取消

約定前の注文は、注文受付時間内に取消することができます。しかし、一旦約定した注文は取消することはできません。但し、取引の健全性に照らし当社が不相当と判断した場合、その約定は取消されることがあります。

(19) 両建てに関して

外国為替保証金取引において、お客様自らの意思により両建て取引をなさることは可能ですが、手数料やスプレッドが二重に必要であることやスワップポイントに逆ざやが生じるおそれがあること、また、為替保証金がそれぞれの建玉に必要となることなど、経済的合理性を欠き実質的に無意味であることからお勧めいたしません。

(20) 報告書類

当社は、お客様が行われた取引及びFX保証金の振替をご自身でご確認できるように、各種書類を作成し、電磁的方法により交付（電子交付）させていただきます。お客様は、その内容について取引画面上でご確認いただけます。書面での交付はいたしません。よって、外国為替保証金取引をされるお客様はらくらく電子交付設定の解除ができませんのでご注意ください。

5. 自動ロスカットルールについて

自動ロスカットルールとは、お客様が逆指値注文（損切注文）を設定されていない個々の建玉に対して、持ち値（原レートにスワップポイントを加減）から下記に定める値幅だけ損失方向へ乖離するレベルに、自動的にロスカット注文が設定される仕組みです。なお、保証金コースによって損失の値幅は異なります。詳細は、別途取引ルールに定めております。

(1) 自動ロスカット注文のスリッページ

自動ロスカット注文は、損失の発生を限定することを確約するものではありません。当社では、お客様ができる限り建玉を維持できるよう、為替市場で自動ロスカット注文のレートが取引されても直ちに自動ロスカット注文を執行するわけではありません。そのレートでの取引がすべて執行されたと判断される時、次のレートにて自動ロスカット注文が執行されます。従って、通常の市場環境で3銭程度のスリッページが発生します。又、値動きが荒い等市場の状況によっては、それ以上のスリッページが発生し、お客様が、保証金以上の損失を被ることがあることがあります。

(2) 自動ロスカット注文の対象

自動ロスカット注文は、建玉全体でなく個々の建玉に対して設定されます。従って、他に利益が発生している建玉があっても、自動ロスカットのレベルに達した建玉については、自動ロスカット注文が執行されます。又、保証金を追加預託されても、当該建玉の自動ロスカット注文の執行を免れることはできません。当社は、お客様の損失の拡大をできる限り防ぐためには、当社の自動ロスカトルールがより有効的と考えてこの本ルールを採用しております。お客様は、ご自分の建玉が上記自動ロスカット注文によって決済されることがあること、又、その場合に確定した売買損失はすべてお客様に帰属することをご了承の上、お取引を行ってください。

6. 保証金関連ルール

(1) 保証金振替ルール

本取引口座の保証金(以下「受入FX保証金」という)として、現金(以下「FX保証金現金」という)と代用有価証券(以下「FX保証金代用」という)があります。保証金振替に関するルールの詳細については別途取引ルールに定めております。

FX保証金現金振替

お預り金からFX保証金現金へ振替を行うことにより、お客様の外国為替保証金取引建玉可能額が増加します。また、引出可能額の範囲でFX保証金現金からお預り金へ振替が可能です。ご出金に際しましては、お預り金へ振替後に入金指示をお願いいたします。FX保証金現金から直接出金することはできません。

FX保証金代用振替

保護預りからFX保証金代用へ振替を行うことにより、お客様の外国為替保証金取引建玉可能額が増加します。また、引出可能額の範囲でFX保証金代用から保護預りへ振替が可能です。

*新規建ての際には、FX必要保証金の内30%以上は現金が必要です。

(2) 保証金管理ルール

FX保証金不足の判定は、原則として一日一回、当社営業日(日本の祝日は含まれません)の朝(米国標準時間 日本時間午前7時、米国夏時間 日本時間午前6時)に行います。保証金管理ルールの詳細については、別途取引ルールに定めております。

追加保証金(追証)発生ケース

追証と判定された場合は、当社が定める時間までに追証を解消していただきます。万が一解消しない場合には、当社の任意により、事前の通知なく、お客様の計算において強制決済(既存の全未決済建玉の成行での反対売買及び未約定の新規注文の取消)を行います。詳細は、別途取引ルールに定めております。

【FX 総額追証】

受入FX保証金がFX必要保証金を下回っている状態です。解消には不足額以上の現金又は代用有価証券の差し入れが必要となります。

【FX 現金追証】

未決済外国為替保証金取引建玉の評価損(+スワップポイント-諸経費)が受入FX保証金現金を上回っている状態です。発生要因は建玉の決済又は未決済建玉の評価損の拡大です。解消には不足額以上の現金の差し入れが必要となります。

現金残高不足発生のケース

【現金残高不足】

決済損金が入り FX 保証金現金を上回っている状態で、建玉の決済により生じた損金を受入 FX 保証金現金では充当仕切れない場合に発生します。当該不足金額はお預り金から強制的に FX 保証金勘定へ振替を実施します。結果としてお預り金がマイナスになった場合は、お客様は直ちに弁済を行っていただくものとします。詳細は、別途「取引ルール」に定めております。

7. お客様の預り資産等の処分

所定の日時までには保証金不足の解消ができない場合、当社は、お客様に事前に通知することなく、かつ法律上の手続きをよらないで、当社が占有しているお客様の現金、有価証券、その他動産を、お客様の計算において、その方法、時期、場所、価格等は当社の任意により処分し、その取得金等から諸費用を差し引いた残金を、当社の任意に債務の弁済に充当できるものとします。

8. 当社の概要

| | |
|----------|---|
| 商号等 | カブドットコム証券株式会社 関東財務局長（金商）第 61 号 |
| 本店所在地 | 〒104-0033 東京都中央区新川 1-28-25 東京ダイヤビルディング 3 号館 |
| 加入協会 | 日本証券業協会、及び社団法人金融先物取引業協会 |
| 設立年月日 | 平成 11 年 11 月 19 日 |
| 資本金 | 71.96 億円(平成 19 年 8 月 31 日現在) |
| 主な事業 | 金融商品取引業 |
| 連絡先（TEL） | 0120 - 390 - 390(フリーダイヤル) 03-6688-8888 (携帯・PHS) * 受付時間：平日 8:00 ~ 17:00 |
| Eメール | cs@kabu.com |

* 当社は、金融商品取引法施行後は金融商品取引業者として取り扱われます

<付> 外国為替用語集

相対取引 (= オーバーザカウンター__ (= OTC))

外国為替市場には、一部を除いて株式のように物理的な取引所がないため、外国為替取引においては、例えば売り手と買い手が1対1の関係の中で取引条件を決定する。

インターバンク市場

銀行等金融機関、ブローカー(電子ブローキングを含む)、通貨当局から構成される。外国為替市場で取引の中心的な役割を果たしており、「外国為替市場」といえば、一般的にはインターバンク市場を指す。取引は、お互いが直接あるいはブローカー(電子ブローキングを含む)を介し、様々な通信手段を通じて行う。通常、東京、ロンドン、ニューヨークの3大市場の参加者を中心に、月曜日の早朝から土曜日の早朝まで24時間機能している。

円高 円安

日本円の価値が上昇し外貨の価値が下落する状態が円高であり、逆に日本円の価値が下落し外貨の価値が上昇する状態が円安である。

オファー (ビッド)

プライスを提示する側の売りレート。提示される側から見れば買いレートとなる。

カバー

保有する建玉を決済するために行う外国為替取引。

為替差損益

為替レートの変動により生じる損益。

為替リスク

為替レートの変動により生じる損益。例えばドル売り持ちの場合、ドルが下落すれば利益が発生し、上昇すれば損失が発生する。逆にドル買い持ちの場合は、ドルの下落で損失が、上昇で利益が発生する。

金利リスク

金利の変動により、価格が上昇したり下落したりするリスク。

クオート

取引の相手方に、取引できるレート(ファームプライス)を提示すること。この時、買値・売値の両方のレートを同時に提示することをツーウェイクォテーションという。

市場リスク

市場の価格、金利等の変動により、保有する金融資産の価格が変動した結果、損益が発生するリスク。又、価格や金利の変化により保有建玉の価値が変動するリスク。

信用リスク

相手方のデフォルト(債務不履行)により債権を回収できなくなるリスク、又、デフォルトまで至らなくとも、その可能性が高まることにより相手の信用力が低下する場合に損失を被るリスク。

スプレッド

ビッドとオファーの開き。流動性が高い通貨のレートでは狭く、流動性の低い通貨では広くなることが多い。又、一般的に、市場参加者が多く取引量が多い時間帯の方が、スプレッドは狭い。

スワップポイント

2国通貨間の金利差を為替レートのポイントで表したものの。「高金利通貨買い・低金利通貨売り」の場合はポイントを受取り、逆に「高金利通貨売り・低金利通貨買い」の場合はポイントを支払う。ビッドとオファーには開き(スプレッド)がある。

デイトレーディング/トレード

新規・決済両取引を同一取引日の内に行う取引。

値洗い

保有する建玉を時価で評価換えすること。

バリューデイト

資金の受渡日のこと。例えば外国為替のスポット(直物)取引では、原則として取引日の2営業日後となる。

ビッド (オファー)

プライスを提示する側の買いレート。提示される側から見れば売りレートとなる。

建玉

保有している売り買いの持ち高。

約定

売買注文が執行される、あるいは売買取引が成立すること

流動性リスク

市場の取引規制によって取引が制限される場合、あるいは規制がない場合にも、取引日、取引時間帯等の事情により市場の流動性が失われ、価格、取引額等について、取引の自由がなくなるリスク。

レバレッジ

梃子(てこ)のこと。株式の信用取引、外国為替保証金取引などは、この梃子の原理(レバレッジ効果)を使い、少額の投資資金に対し、数倍～数十倍、時として数百倍の金額の取引を行う。大きなリターンを得ることができるが、同様に大きな損失を被る可能性がある。

ロールオーバー

原則として取引日から2 営業日後が資金受渡日である外国為替スポット(直物)取引について、スワップポイントを加減して、その資金受渡日を翌営業日以降に繰り延べること。

成行注文

一定のレートを指定せず、市場で取引されているレートで売買をすること。

指値注文 (逆指値注文)

注文を出す時点のレベルより低いレベルの買いレート、あるいは高いレベルの売りレートを指定して出す売買注文。

逆指値注文 (指値注文)

注文を出す時点のレベルより低いレベルの売りレート、あるいは高いレベルの買いレートを指定して出す売買注文。

プロフィットテイクング注文 (利食い注文)

保有する建玉の利益を一定レベルで確定させるための注文。

ロスカット注文 (損切り注文)

保有する建玉の損失を一定レベルで確定させることを目的とした注文。

オーシーオー (OCO __One cancels the other) 注文

同順位の二つの注文を同時に出し、一つの注文が約定すると自動的に他方の注文がキャンセルされる注文手法。

イフ・ダン注文 (if done order)

新規の注文を出す際に、同時にその注文が成立(ダン)した場合に決済するレートをあらかじめ設定して、注文を出しておく手法。あくまで新規注文が成立した場合にのみ、決済注文が有効となる。

ジーティーシー注文 (GTC __good till cancelled order)

取消さない限り有効な注文。